

都市公園の魅力向上に向けた
マーケットサウンディング調査

実施要領

令和6年8月9日

北九州市都市戦略局都市再生推進部緑政課

I 調査の概要

1 調査の目的

北九州市では、現在1,700を超える都市公園が整備され、1人当たりの公園面積も13.17㎡と、全国平均、政令指定都市平均共に上回る整備水準となっています。

人口減少や少子高齢化など、都市公園を取り巻く社会状況が変化する中、公園施設を適切に整備・管理し、都市公園の魅力向上を図る必要があると考えています。

市の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることを期待し、公募設置管理制度（Park-PFI）や指定管理者制度など公民連携による取組を推進しており、引き続き、公民連携の可能性を検討していきたいと考えています。

そこで、今回、民間事業者の幅広いアイデアを募集し、公民連携による事業の可能性を探ることを目的として、「マーケットサウンディング調査」を実施します。ご提案いただいたアイデアについて直接対話を行うことで、事業化の可能性のある公園や事業参入に係る条件などについて意見を聴取し、事業実施を検討していきたいと考えています。皆様からの幅広い提案をお待ちしています。

2 調査方法

民間事業者の皆様から都市公園の魅力向上につながるアイデアとして提案書を提出していただきます。複数の公園に対する提案書の提出が可能です。

その後、提案されたアイデアを市において確認し、日程調整の上、個別対話を実施します。

（※必ずしも全てのアイデアで個別対話を実施するとは限りません。）

3 調査スケジュール

スケジュールは下記を予定しています。

項目	時期
実施要領の公表	令和6年8月9日（金）
質問の受付	令和6年8月9日（金）～令和6年9月6日（金）
質問の回答	令和6年9月13日（金）（予定）
参加申込の受付	令和6年8月9日（金）～令和6年10月11日（金）
提案書の受付	令和6年8月9日（金）～令和6年11月29日（金）
提案者との個別対話	令和6年8月9日（金）～令和6年11月29日（金）
調査結果概要の公表	令和6年12月下旬（予定）

4 調査対象公園

北九州市が所管する全ての都市公園（計 1,719 公園）

5 提案内容

次の項目について提案を求めます。該当する項目について、可能な限り具体的に提案してください。なお、様式3（提案書）によらず、自由様式にて提出いただくことや、図面等を添付いただくことなども可能です。

（1）事業内容

① 対象公園

具体的な公園名を記載してください。

② 事業手法

公募設置管理制度（Park-PFI 制度）だけでなく、設置管理許可制度や指定管理者制度、その他複数制度の組み合わせなど、事業実施に当たって活用する制度等を記載してください。

（※ただし、一回限りのイベント開催の提案は対象外とします。）

③ 実施内容

実施内容、事業範囲、事業期間等、施設整備を伴う場合は施設概要、管理主体等を記載してください。

④ 事業効果

提案事業の実施によって想定される事業効果について、公園利用の促進・活性化などの視点から記載してください。

⑤ 実現する上での課題

提案事業を実現するうえでの課題や条件について、記載してください。

⑥ その他

地域との連携やイベントの実施など、自由な発想による提案について記載してください。

※各公園の公園平面図等の必要な資料がある場合はご連絡ください。

（2）概算収支計画（任意様式）

設置する公園施設の整備内容や管理形態などをもとに、概算の収支計画を提出してください。

※提案事業において、市へ支払うことが可能となる公園施設の使用料を明記してください。「北九州市都市公園、霊園駐車場等の設置及び管理に関する条例」に基づき、『売店及び飲食店』は 200 円/㎡・月、『その他の施設』は 100 円/㎡・月が最低価格となります。（令和6年8月現在）

6 提案対象者

提案者に必要な資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 個人での提案はできません。
- (3) 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で提案することが可能です。この場合は、参加申込時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とする。）を定めること。

7 提案者の制限

次に該当する団体は提案者となることができません。また、グループで提案する場合の構成団体となることもできません。

- ・ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

8 留意事項

- (1) 都市公園法、都市計画法、建築基準法等関係法令を遵守してください。
- (2) 公園利用者や周辺環境を考慮した提案としてください。
- (3) 本調査の参加に係る費用は、全て参加者の負担となります。
- (4) 市へ提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (5) 北九州市が提示する設計図書等の著作権は北九州市及び作成者に帰属し、提案者の提出する書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属します。

なお、本調査において公表する必要がある場合、その他北九州市が必要と認めるときは、北九州市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

- (6) 提出された書類は、北九州市情報公開条例第 2 条第 2 号に定める行政文書となるため、情報公開の対象となります。開示請求があった場合には、同条例第 7 条に規定する非公開情報を除き、開示する場合があります。
- (7) 本調査への参加実績は、事業実施にあたり改めて実施する事業者公募の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
- (8) 市及び提案者ともに、対話での発言はその時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- (9) 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施をお約束するものではありません。
- (10) 必要に応じて、追加の個別ヒアリングや、別途、アンケート調査を行う場合もありますので、その際は、御協力をお願いします。
- (11) 調査結果については、参加事業者の名称やアイデア及びノウハウの保護に配慮したうえで、とりまとめ次第、北九州市ホームページにて概要を公表します。

Ⅱ サウンディング調査の手続き等

1 実施要領の公表

実施要領及び様式等は、北九州市のホームページの下記アドレスに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【HP アドレス】https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/059_00002.html

2 質問の受付及び回答

実施要領等に対する質問は、様式 1 「質問書」にご記入のうえ、【問い合わせ先及び提出先】に記載の電子メールアドレスに送信してください。

質問の回答は北九州市ホームページに掲載します。

【質問受付期間】令和 6 年 8 月 9 日（金）～9 月 6 日（金）午後 5 時（必着）

3 参加申込の受付

参加申込は、様式 2 「参加申込書」にご記入のうえ、【問い合わせ先及び提出先】に記載の電子メールアドレスに送信してください。

【提出期間】令和 6 年 8 月 9 日（金）～10 月 11 日（金）午後 5 時（必着）

4 提案書の受付

提案書は、様式3「提案書」にご記入のうえ、【問い合わせ先及び提出先】に記載の電子メールアドレスに送信してください。なお、様式3以外の資料がある場合は、併せて送信してください。

【提出期間】令和6年8月9日（金）～11月29日（金）午後5時（必着）

5 提案者との個別対話

提案書の受理後、幅広く意見交換を行う場として、提案者との個別対話を行います。日時や場所等の詳細については、個別に調整させていただきます。

また、希望があれば、オンラインでの個別対話についても可能です。

なお、必要に応じて複数回行う場合があります、別途、電話、電子メールによる追加対話をお願いすることがあります。

【開催期間】令和6年8月9日（金）～11月29日（金）

【開催場所】北九州市役所内会議室（予定）

6 今後の予定について

下記のようなイメージで事業を進めていきます。

ステップ1：マーケットサウンディング（事業化発案時） 【今回の調査】
民間事業者による活用のアイデアを聴取



ステップ2：マーケットサウンディング（事業化検討時 ※必要に応じて実施）
民間事業者の事業への参入意向と参加しやすい公募条件の確認



ステップ3：事業者公募の手続き

【問い合わせ先及び提出先】

北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所13階）

北九州市都市戦略局都市再生推進部緑政課

TEL 093-582-2466 FAX 093-561-7525

E-mail：toshi-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで